

生活に困っている人を支援します

4月から、生活困窮者自立支援法が施行されます。村上市においても生活困窮者の自立に向けた支援事業を次のとおり行っていく予定です。

【事業の内容】

①自立相談支援事業

生活に困っている人が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、支援員（主任相談員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じます。その人が抱えるさまざまな問題に対応した支援や、関係機関へのつなぎ役として自立を手助けします。

②住居確保給付金

離職により住宅を失った、または失うおそれがある生活困窮者に対して有期で住居確保給付金を支給します。

③就労準備支援事業

生活リズムが崩れている、社会とのかわりに不安がある、就労意欲が低下しているなどの理由により、すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として基礎能力の形成支援を行います。

④家計相談支援事業

家計の再建に向けて相談支援を実施することにも、公的制度の利用支援や家計表の作成、法テラスなど関係機関へのつ

なぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんを行います。

【相談できる人】

事業によっては所得・資産要件がありますが、ごなたでも無料で相談できますのでお気軽にご相談ください。

※生活保護の受給者は対象外です

【相談窓口】

各地区の社会福祉協議会の事務所で相談に応じます。住居確保給付金の給付については市役所本庁の福祉課で受け付けます。

生活費・就労・借金・家賃の相談など、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。早めの相談が自立への近道です。



福祉政策室 齋藤

●問い合わせ

福祉課福祉政策室
☎ 53・2111（内線234）

〈定住自立圏構想〉1月21日 中心市宣言を行いました

■定住自立圏構想とは

少子高齢化などによる人口減少対策として、近隣市町村がお互いに連携・協力しながら、住民の生活機能の確保や利便性の向上などに取り組み、地方の活性化を図ることを目的としています。国が財政的な支援を行うほか、地方版総合戦略の施策のひとつになっています。

村上市は、隣接する関川村および粟島浦村と「定住自立圏」を形成し、三市村で協力しながら具体的な事業に取り組みます。

自立圏」において、中心的な役割を担う市として意思表示を行うことをいいます。

■定住自立圏における三つの柱

- 生活機能の強化
- 医療、福祉、産業など生活機能の向上に関する取り組み
- 結びつきやネットワークの強化
- 道路整備や公共交通などの取り組み
- 圏域マネジメントの強化
- 人材育成や職員交流、研修などに関する取り組み

■中心市宣言とは

協力し合う市町村を圏域とした「定住

■今後の予定

- ①定住自立圏形成協定の締結
相互に協力し合う項目について協議し、議会の承認を得た後に関川村および粟島浦村と協定を結びます。
- ②定住自立圏共生ビジョンの策定
①で協定した項目の具体的な取り組みについて、各団体や市民の代表者と協議し、「定住自立圏共生ビジョン」として計画を策定します。

●問い合わせ

政策推進課企画政策室
☎ 53・2111（内線531）

